

## ネーミングライツ事業実施契約書

国立大学法人東海国立大学機構（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲が所有する施設等の愛称を決定する権利（以下、「命名権」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：〇〇〇〇

### （愛称）

第3条 対象施設等の愛称は次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の名称は変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく、施設等の名称を使用することができる。

「〇〇〇〇」

- 2 甲は、前項の愛称を積極的に使用しなければならない。
- 3 本契約期間内において、乙は愛称を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

### （名称表示サイン、案内看板等の設置）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、対象施設等及び甲の構内に新たに名称表示サイン、案内看板等（以下「サイン」という。）を設置することができる。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した対象施設等及び甲の構内のサインについて、愛称に変更することを申し入れることができる。
- 3 前2項に定めるサインの内容（デザインや大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサインの設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項に定めるサインの所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサインの所有権は甲に帰属するものとする。
- 6 本契約が契約期間の満了又は解除により終了したときは、乙は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく、乙の費用負担により原状回復を行うことができる。

(サインの管理)

第5条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担する。また乙の責めに帰すべき事由により当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(命名権に付帯する諸権利等)

第6条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力する。
- 二 乙は、対象施設等の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、契約期間満了日の6ヶ月前までに乙から契約期間延長の申し出があった場合、甲乙協議の上、その可否を決定するものとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(命名権料)

第8条 本契約に基づく命名権料は、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、令和〇〇年度については、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する納入依頼書により、各年度の5月31日までに支払わなければならない。ただし、令和〇年度については、令和〇年〇〇月〇日までに支払わなければならない。

3 乙が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年率3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第9条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

3 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責任と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

#### （損害賠償）

第10条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （契約解除）

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第7条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

三 本契約に定める条項に違反したとき。

四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。

七 その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れなければならない。

#### （命名権料の返還）

第12条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし、前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

2 乙が本契約を解除した場合、当該解除の原因が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、相手方は第 11 条第 1 項第 3 号に基づき本契約を解除できる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、業務の実施に関し知りえた相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第 15 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。又は、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 名古屋市千種区不老町 1

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松尾 清一

(乙) ○○○○○○

○○○○○○○○○

○○ ○○○ ○○